令和７年

第７回　南魚沼市農業委員会総会会議録

日　時　　令和７年７月 25 日　午後２時 00 分～
場　所　　南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者　　南魚沼市農業委員会長　並木　孝夫

日程　１　会期の決定について
日程　２　会議録署名委員の指名について(13 番篠田　猛委員、14 番片桐　京委員)
日程　３　諸般の報告　：　別紙のとおり
日程　４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について
日程　５　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について
日程　６　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
日程　７　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
日程　８　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程　９　その他

○令和７年８月４日（月）　　13：30～
・農業委員会活動推進研修会
【新潟市：江南区文化会館】　　〈農業委員・推進委員 15 名〉

○令和７年８月５日（火）　　16：00～
・農地・農政関係情報交換会
【本庁舎：小会議室】　　〈会長、会長職務代理、農地特別委員長、農政特別委員長、広報特別委員長〉

○令和７年８月 18 日（月）　　10：30～
・第 113 回常設審議委員会
【新潟市: ＪＡ新潟ビル】　　〈会長〉

○令和７年８月 25 日（月）　　９：00～
・第８回農業委員会総会
【大和庁舎：旧議場】　　〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

１番	青木　日出男	２番	田邉　　浩	３番	樋口　　隆
４番	小幡　武重	５番	関　　昭夫	６番	上村　　哲
７番	小林　憲一	８番	中俣　　渉	９番	佐々木　大輔
10 番	西野　徳光	11 番	宮田　京子	12 番	荒川　　敦
13 番	篠田　　猛	14 番	片桐　　京	15 番	山﨑　輝代
16 番	高橋　　宏	17 番	大平　泰弘	18 番	原澤　　眞
19 番	並木　孝夫				
推１番	桑原　宏太	推２番	松田　伸児	推３番	飯酒盃　大祐
推４番	山田　利広	推５番	笛木　正計	推６番	関　　佐智
推７番	小林　久雄	推８番	星野　覚雄	推９番	阿部　　勉
推 10 番	山岸　健一	推 11 番	宮崎　　実	推 12 番	林　　幸次
推 13 番	小杉　　進	推 14 番	片桐　健二	推 15 番	関　　晃
推 16 番	島田　徳敏	推 17 番	長谷川　政一	推 18 番	勝又　信行
推 19 番	志太　要一	推 20 番	櫻井　　隆	推 21 番	髙村　英男
推 22 番	井口　　博	推 23 番	水澤　利徳	推 24 番	牛木　友哉

欠席委員はなしである。

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井　雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下　悠紀	農地係主事	田村　萌

（会長、議長席に着く）

（14 時 00 分開会）

議　　長　　それでは、令和７年第７回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が 19 名、推進委員が 24 名で合計 43 名の出席となり、総会は成立します。

日程１　会期の決定について

議　　長　　日程１　会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程２　会議録署名委員の指名について

議　　長　　日程２　会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、13 番篠田猛委員、14 番片桐京委員にお願いいたします。

日程３　諸般の報告

議　　長　　日程３　諸般の報告について、別紙のとおりですが、皆様方から何かありますでしょうか。

無いようでしたら、諸般の報告を終了させていただきます。

日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について

議　　長　　日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号報告朗読）

（１）農地転用事実確認書の交付について

３ページをご覧ください。前回総会以降 10 件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

（２）農地法第 18 条第６項の賃貸借の解約通知について

６ページをご覧ください。今月は４件です。

１番、茗荷沢の田１筆、契約内容変更のための解約で、後ほど３条申請があがってきます。

２番、長森の田２筆、農地を売買するための解約で、後ほど農用地利用集積等促進計画での売買の申出があがってきます。こちらはもともとあっせんの申出が出ていた農地なのですが、今回売却が決定したため解約するという内容です。

３番、五日町の畑１筆、農地転用のための解約で、後ほど５条申請があがってきます。

４番、長崎の畑２筆、農林公社契約で結び直しをするための解約です。

（３）農地法の適用を受けない事実確認について

８ページをご覧ください。今月は４件です。

１番、一村尾の登記畑、現況宅地１筆です。資料については１～２ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地ということです。志太委員より現地を確認いただき、６月 12 日に証明書を発行しております。

２番、六日町の登記田、現況宅地３筆です。資料については３～４ページをご覧ください。こちらについても、過去に農地法上の農地から外れた土地ということです。牛木委員より現地を確認いただき、６月 16 日に証明書を発行しております。

３番、余川の登記畑、現況原野１筆です。資料については

５～６ページをご覧ください。こちらについても、過去に農地法上の農地から外れた土地ということです。牛木委員より現地を確認いただき、６月 16 日に証明書を発行しております。

４番、余川の登記畑、現況雑種地１筆です。資料については７～８ページをご覧ください。こちらは隣接地の宅地拡張のために分筆した際の残地であり、形状等耕作条件が悪く、耕作放棄地化したため非農地化した土地です。農地でなくなった時期につきましては不詳とのことです。牛木委員より現地を確認いただき、７月７日に証明書を発行しております。

第１号報告につきましては、以上です。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、第１号報告を終了させていただきます。

日程５　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

議　　長　　日程５　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号議案朗読）

10 ページをご覧ください。今月は 21 件です。

104 番、山崎の田１筆、1,274 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 510 円です。こちらの農地は譲受人の自己所有地と相分けになっている農地であり、譲受人が経営規模拡大のため買い受けるという申請です。譲受人の所有する農業機械はないのですが、農作物の日常管理は自分で行いまして、機械作業が必要なところに関しては委託をお願いするということで、営農計画書を提出しております。

譲受人の農業の経験等から農地を効率的に利用すること

が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

105 番、京岡新田の田と畑３筆、929 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 538 円です。こちらは譲受人が市内に移住するための住宅を取得予定であり、住宅に隣接している申請地を新規就農のため購入するというものです。譲受人の経営農地は無いのですが、現在農作業用の機械の取得準備を進めておりまして、申請地については全体を畑として利用し、野菜を作付けするということで、営農計画書の提出を受けております。

営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

106 番、東泉田の畑１筆、140 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり７円です。申請地は譲受人の自宅に隣接した農地であり、この農地を自家消費用の野菜を作付けするため、買い受けるというものです。

譲受人の経営農地が少ないため、営農計画書を提出しておりますが、その内容から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

107 番、塩沢の畑１筆、186 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 11,290 円です。こちらは譲受人の自宅に隣接した農地であり、この農地を取得して耕作したいということで申請があがったものです。

譲受人の経営農地は無いのですが、自家消費用の野菜を作付けしていきたいということで、営農計画書の提出を受けております。

営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

また、土地の価格がかなり高めになっているのですが、これはもともとこの農地を農地転用により取得する予定であったのですが、途中から転用の取得ではなく、農地での取得にしたいということで計画を変更されており、双方合意のもと価格だけがもともとの売買金額となっているためです。

108 番、下一日市の畑１筆、462 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 65 円です。こちらは、県外に居住する所有者の財産処分の意向を受け、申請地の近隣に住宅を取得予

定の譲受人が耕作するため買い受けるというものです。譲受人の経営農地は無いのですが、自家消費用の野菜を作付けするということで、営農計画書の提出を受けております。

営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

109 番、君沢の畑 1 筆、61 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 163 円です。こちらは、県外に居住する所有者の財産処分の意向を受け、申請地の隣接に居住する譲受人が耕作するため買い受けるというものです。譲受人の経営農地は無いのですが、自家消費用の野菜を作付けするということで、営農計画書の提出を受けております。

営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

110 番、山崎の畑 1 筆、1,575 ㎡、贈与による所有権移転です。こちらは譲受人の自宅近くにある申請地を規模拡大のため取得するという申請です。

譲受人は認定農業者であり、機械の所有状況や農業の経験、農作業の従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

111 番、大月の畑 1 筆、647 ㎡、贈与による所有権移転です。譲受人は認定農業者の方のご家族です。こちらの農地を経営規模拡大のため取得したいということです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、農作業の従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

112 番、上十日町の畑 1 筆、67 ㎡、贈与による所有権移転です。こちらは所有者の財産処分の意向を受け、申請地の近隣に住む譲受人が農地を耕作するため譲り受けるという申請です。譲受人には経営農地が無いのですが、自家消費用の野菜を作付けするということで、営農計画書の提出を受けております。

営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

113 番から 120 番までは賃借権の設定です。

113 番、山崎の畑 1 筆、1,110 ㎡、10 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 12,000 円です。

114 番、山崎、茗荷沢の田７筆、13,435 ㎡、５年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 30,000 円です。

115 番、野中の田２筆、1,273 ㎡、３年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 30kg です。

116 番、野中の田４筆、3,248 ㎡、３年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 30kg です。

117 番、吉里の田９筆、4,920 ㎡、５年間の賃借権の設定で、対価は全部で５俵です。

118 番、吉里の田と畑 13 筆、7,715 ㎡、５年間の賃借権の設定で、対価は全部で６俵です。

119 番、吉里の田５筆、2,468 ㎡、20 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 30,000 円です。

120 番、吉里の田２筆、1,411 ㎡、５年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 20,000 円です。

賃借権の設定を申請されたこの８件の案件の譲受人はいずれも認定農業者であり、譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

121 番、五日町の田と畑 46 筆、40,913 ㎡、10 年間の使用貸借権の設定です。こちらは、農業者年金の経営移譲年金を受給するため後継者に新たに使用貸借権を設定する申請です。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、農作業の従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

122 番、穴地新田、穴地の畑３筆、2,234 ㎡、20 年間の使用貸借権の設定です。

123 番、新堀新田、下原、泉甲、泉乙、泉新田の田と畑８筆、6,844 ㎡、20 年間の使用貸借権の設定です。

124 番、宇津野新田の畑１筆、653 ㎡、20 年間の使用貸借権の設定です。

こちらの案件は、農業者年金受給のため使用貸借権を後継者に再設定する内容の申請となります。

後継者である譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

第１号議案については以上です。

議　　長　　関係委員がおられます。農業委員 15 番山﨑輝代委員の除斥を求めます。

（15 番山﨑委員退席）

11 ページ　110 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。11 ページ 110 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、110 番案件は原案のとおり承認されました。山﨑委員の除斥を解きます。

（山﨑委員着席）

続いて、推進委員 15 番関晃委員の除斥を求めます。

（推 15 番関委員退席）

11 ページ　114 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。11 ページ 114 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、114 番案件については原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

（関委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。推進委員 10 番山岸委員。

推 10 番山岸委員　後学のために教えてもらいたいのですが、使用貸借権というのは年齢の制限とかそういったものは全くないのですか。
例えば、16 ページ　122 番案件では、年金受給で 99 歳の方が 73 歳の方に 20 年間の使用貸借権の設定をされていますが、こういったものはこの時点で健在であれば、何ら契約は問題ないという取扱いになるのでしょうか。

議　　長　一之谷係長。

一之谷係長　使用貸借権の設定期間については、特に所有者等の年齢を考慮して年数を設定するということは特段されておりませんので、ご本人方の申出のとおり 20 年なら 20 年、10 年なら 10 年というような設定の仕方をしております。

議　　長　山岸委員、よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。７番小林憲一委員。

７番小林委員　107 番案件についてですが、かなり高い対価での売買を行う案件です。
ある程度利益とかを考えての新規就農かと私は勝手に思

っているのです。
　下限面積要件があったけれど、今はそうでなくても農地を買えますよということになっているのですが、それを隠れ蓑にして固定資産税逃れというようなことはやっぱり農業委員会としてあってはならんと思うのですが、その辺をどうお考えなのかお伺いしたい。

議　　長　　一之谷係長。

一之谷係長　　答えになってるのかどうか自信がないのですが、この売買価格については固定資産税との絡みがあるのかどうかというのはあまり確認しておりませんし、売買価格についての言及というのはあまりしないものですから、この当時の固定資産税がいくらになって、だから売買価格はいくらになるのだというような考え方自体はあまり持っておりません。
　今回ちょっと高めになっているというのは、先ほども内容説明のところでもありましたが、もともとは転用を前提とした取得ということを考えておりまして、価格も農地転用を前提とした価格になっているのですが、途中から農地での取得に切替えたということで、農地法３条の申請になっています。価格については農地転用を前提とした価格でいいということで、買われる方もそういう合意をされておりますので、こういう価格になっているのかと判断いたします。
　特段私どものほうで固定資産税と比べて高いとか、それについて著しく安いとかということは考慮していないというのが実情です。

議　　長　　暫時休憩といたします。

（14 時 45 分休憩）

議　　長　　休憩前に引き続き、議事再開いたします。

（14 時 57 分再開）

議　　長　　推進委員 22 番井口委員。

推 22 番井口委員　　105 番の案件ですが、東京在住の会社役員兼農業の人が新

規就農のために農地を取得したいということなのですが、この方が実際に農地を買って、農業をするということで理解していいのでしょうか。

議　　長　　一之谷係長。

一之谷係長　　こちらの方の現在の住所は東京になっておりますが、こちらの申請の中では、住宅が申請地に隣接する形でありまして、そちらに移住するということで申出がされております。

また営農につきましても、ご本人から営農計画書を提出していただきまして、申請地には一部田というところもあるのですが、そこを含めて全体を畑として利用したいということで、農業機械の取得準備も進めておるようですし、全体を畑として利用して野菜を作付したいということでの営農計画書を出しておりますので、農地の効率的な利用が見込まれるということで、説明させていただいたところです。

以上です。

議　　長　　井口委員、よろしいですか。

推22番井口委員　　移住という話ですけれども、いつ頃こちらへ移住されるのかその辺は確認してありますか。

議　　長　　一之谷係長。

一之谷係長　　詳しい何月といったような時期的なものはないのですが、物件購入と同時に住民票を異動するということで申出がされております。

議　　長　　井口委員。

推22番井口委員　　その辺やはり何らかの形で確認をすべきだと思いますが、事務局のほうで、確認の仕方はどのように考えていますか。

議　　長　　一之谷係長。

一之谷係長　　こちらに完全に住民票を移したかどうかということは確認していきたいと思います。

議　　長　　井口委員、よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。110 番、114 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請については原案のとおり承認されました。

日程６　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について

議　　長　　日程６　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第２号議案朗読）
18 ページをご覧ください。今月は１件です。
２番、畔地の畑１筆 46 ㎡です。昭和 61 年１月 27 日付けで、農地法第５条の許可を受けた案件となっております。
資料は９～11 ページをご覧ください。
申請者は当初、作業所建築のため許可を受けましたが、落雪用地が確保できないこと、また、消雪用井戸の設置が困難であることから、屋根雪の処理ができず、事業計画を断念せ

ざるを得なくなったということです。
　事業計画変更の内容としましては、汚水処理の必要があり、合併浄化槽を設置するため、申請するというものです。
　また、こちらの申請地は、既に昭和 61 年に作業場敷地として転用許可を受けていたため、認識を誤り、平成 28 年６月に既に合併浄化槽を設置してしまったということで、始末書を提出していただいている案件です。
　こちらの農地につきましては集落内にある生産性の低い第２種農地となりまして、当初の事業計画を断念した理由や、事業計画変更の必要性は妥当なものと考えております。
　第２号議案は以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

　無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

　異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第２号議案農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

　異議なしと認め、第２号議案は原案のとおり承認されました。

日程７　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

議　　長　　日程７　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

（第３号議案朗読）

20 ページをご覧ください。今月は３件です。

21 番、海士ケ島新田の田１筆、324 ㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は一般住宅及びカーポート建築のためです。資料は 12～14 ページをご覧ください。

内容ですが、譲受人が実家近くの土地に一般住宅及びカーポートを建築したいというものです。

こちらの農地につきましては、集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅及びカーポートに使用するもので、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えております。

22 番、五日町の畑１筆、113 ㎡、売買による所有権移転で、転用目的は住宅の雪処理場のためです。資料は 15～17 ページをご覧ください。

内容ですが、譲受人の住宅のある宅地内に雪処理スペースがないため、申請地を雪処理場として利用したいというものです。

また、申請地は譲受人の亡くなった父が昭和 46 年頃に雪処理場のためにコンクリートを打設して、現在まで使用していますが、このたび申請地を売買により取得するため調査をしたところ、こちらが農地であり、コンクリート打設当時に許可を得ていなかったということが判明したということで、始末書を提出していただいている案件になります。

こちらの農地は都市計画法で定められた用途区域内にある第３種農地です。また、利用計画図等から計画面積は適当であり、原則許可となります。

続いて 23 番の案件になります。

君沢の畑１筆、173 ㎡、売買による所有権移転で、転用目的はカーポート建築のためです。資料は 18～20 ページをご覧ください。

内容ですが、譲受人が申請地に隣接する中古住宅を購入するにあたり、カーポートを建築したいというものです。

こちらの農地につきましては、集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続した農地をカーポートに使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えております。

第３号議案については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第３号議案農地法第５条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第３号議案については原案のとおり承認されました。

議　　長　　暫時休憩といたします。

（15 時 15 分休憩）

議　　長　　休憩前に引き続き、議事再開いたします。

（16 時 00 分再開）

日程８　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議　　長　　日程８　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（協議第１号朗読）

それでは今月も農用地利用集積等促進計画につきまして、売買と賃貸借の促進計画が作成されまして、南魚沼市長から意見聴取の依頼が来ておりますので、意見のある場合はお願

いしたいと思います。

初めに 22 ページをご覧ください。公社買入・売渡ということで、農地の売買の案件となります。

番号１番、長森の田２筆 4,446 ㎡です。10ａあたりの売買単価は 34 万 8,628 円、公告日は令和７年９月 30 日です。

この案件では一旦所有者から農林公社に所有権が移転され、農林公社からこの売渡人のほうに再度所有権が移転するということになります。なお、売渡人は認定農業者であり、売買の要件を満たしております。

続いて 23 ページ、こちらは農地の賃貸借です。

23 ページは地域計画区域内ということで、農振農用地の賃貸借です。

今月は９件の賃貸借の設定がありますが、所有者も耕作者も９件全て同じ方ですので、実質１件の申請です。

早川、枝吉の田９筆、いずれも令和７年 10 月１日から令和 17 年９月 30 日までの 10 年間の賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 25,000 円です。なお、受け手の方は、認定農業者です。

続いて、24 ページです。こちらも農林公社仲介の賃貸借なのですが、こちらの案件は地域計画区域外の土地、農振農用地から外れた農地についての賃貸借の設定です。

枝吉の田２筆、令和７年 10 月１日から令和 17 年 ９月 30 日までの 10 年間の賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 25,000 円です。

所有者と耕作者の方は、先ほどの地域計画区域内の申請の方と同じ方ですので、２件の申請があがっておりますが、実質的には１件の申請です。

協議第１号につきましては以上となります。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第１号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、協議第１号は原案のとおり承認されました。

日程９　その他

議　　長　　日程９　その他についてですが、皆様から何かございますでしょうか。16 番高橋委員。

16 番高橋委員　　今年も農地パトロールを市内 12 か所に分けて実施します。
皆さんのところに令和７年度第１回のパトロールの実施についてという案内が配布されていると思います。
地区ごとに日程が違っていますので、案内記載の日時、集合場所を確認の上、パトロールに参加していただきたいと思います。
なお、パトロールの際は事務局からも１名参加します。
パトロールは農地利用の状況確認と遊休農地の実態把握、違反転用防止が主な目的で、農業委員会の必須業務の一つであります。
自分の地区内の農地の状況をよく確認していただき、現状を共有していただきたいと思いますので、皆様からのご協力をよろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいまの報告について質問や意見はございませんか。

（質問、意見なし）

無いようですので、高橋委員、ありがとうございました。他にございますでしょうか。12 番荒川委員。

12 番荒川委員	広報特別委員会からの連絡です。 南魚沼市農業委員会だより「魚野のかけ橋」第 74 号が８月１日発行になります。 お手元に届きましたら、各自閲覧願いたいと思います。
議　　長	ただいまの報告について質問や意見はございませんか。 （質問、意見なし） 無いようでしたら、荒川委員、ありがとうございました。 ここで暫時休憩といたします。 （16 時８分休憩）
議　　長	休憩前に引き続き、議事再開いたします。 （16 時 12 分再開） 他に何かございますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会は終了させていただきます。 （16 時 13 分閉会）

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和　　７年　　９月　　２５日

南魚沼市農業委員会長	並　木　　孝　夫
会 議 録 署 名 委 員	篠　田　　猛
会 議 録 署 名 委 員	片　桐　　京